令和８年分
（広島県）

鉱泉地の評価

鉱泉地の価額は、原則として、その鉱泉地の固定資産税評価額に、次の割合を乗じた金額により評価します。

$$\frac{\text{その鉱泉地の鉱泉を利用する宅地の課税時期における価額}}{\text{その鉱泉地の鉱泉を利用する宅地のその鉱泉地の固定資産税評価額の評定の基準となった日における価額}}$$